

2月28日（金） 臨時記者会見

1 開 会

2 市長あいさつ

3 発表内容

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために
～市主催イベントの開催基準の方針について～ 1
- ② 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐための市内小・中・義務
教育学校の臨時休業について 2
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う「保育園・保育所・認定こ
ども園」の対応について 3
- ④ 新型コロナウイルスに関する学童保育クラブの対応について 4

4 閉 会

臨時記者会見資料

保健福祉部 健康増進課

1 件 名

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために
～市主催イベントの開催基準の方針について～

2 趣 旨

国内での新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、小山市では令和2年2月27日午後7時から緊急本部会議を開催し、市民の皆様の健康・安全を最優先に考え、小山市主催のイベントの開催基準を策定いたしました。

3 小山市が主催するイベントに関する開催基準

(1) 屋内イベント

- ・ 不特定の方が集まるもの
- ・ 食事を提供するもの

} **原則として延期または中止**

※実施する必要がある、実施日の変更が困難な場合は「4 イベントを開催する場合の感染防止対策」を十分に講じたうえで実施

(2) 屋外イベント

- ・ 食事を提供するもの → **原則として延期または中止**

(3) 上記(1)・(2)に該当しないイベントは以下の感染リスク評価を行い判断 (感染リスク項目)

- ア 開催規模（参加人数）
- イ 開催場所（換気の状態）
- ウ 開催期間・時間（同一空間での滞在時間なるべく短縮する）
- エ 参加者同士の距離（近距離又は対面はなるべく避ける）
- オ 参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する方の参加をご遠慮願う）
- カ 不特定多数か否か

※実施する場合には、感染防止対策を十分に講じることを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、**延期又は中止**

4 イベントを開催する場合の感染防止対策

- (1) 発熱や咳等の風邪症状がある人に参加を控えるよう要請
- (2) 高齢者や基礎疾患のある方等、感染リスクの高い方に参加を控えるよう要請
- (3) こまめな手洗いや咳エチケットなどの周知
- (4) アルコール消毒液を会場入口等に設置
- (5) 屋内イベントでの定期的な換気
- (6) 相互接触の機会を減らす、対面での会話機会を極力減らすなどの実施内容の変更

5 その他

この開催基準については、「市民の皆様及び関係団体並びに民間の方々へ」として市内への掲示及び関係者に周知します。

臨時記者会見資料

教育委員会 学校教育課

1 件 名

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐための市内小・中・義務教育学校の臨時休業について

2 内 容

令和2年2月27日に、内閣総理大臣より、全国全ての公立小中高校を休業とするよう要請がありました。市民や保護者の方々から学校での感染拡大を心配する声も、メールや電話で多数寄せられました。これを受け市教育委員会では、児童・生徒の健康・安全を最優先に考え、市内全小・中・義務教育学校を一斉に臨時休業とすることとしました。

これにより、学校が感染拡大のクラスター（小集団感染）となることを防止いたします。

なお、決定にあたっては、小山地区医師会の提言を受け、相談をしたり、市校長会と協議を重ねたりしてまいりました。

3 実施期間等

- (1) 実施期間 令和2年3月2日（月）から当面春休みまで
- (2) 実施対象 小山市内全小・中・義務教育学校（36校）

4 その他

- (1) 児童・生徒の期間中の体調や生活、学習の様子について定期的に確認し、必要に応じ支援します。
- (2) 卒業式、修了式、離任式等については、あいさつ等を省略したり、必要最小限の出席人数にしたりするなど、各学校の実態に応じ簡略化して実施する予定です。

臨時記者会見資料

保健福祉部 こども課

1. 件 名

新型コロナウイルス感染症対策に伴う「保育園・保育所・認定こども園」の対応について

2 内 容

国の新型コロナウイルス対策において、内閣総理大臣より新型コロナウイルス感染症対策の一環として3月2日（月）からの小学校・中学校・高等学校の臨時休校要請が行われました。

一方、保育園・保育所・認定こども園については、感染者が発生した施設などを除き保護者の就労などを考慮し原則として継続開園（所）の要請が行われたところです。

これらのことを踏まえ、小山市では保育園・保育所・認定こども園について、今まで通りの継続開園（所）する方針といたします。

なお、児童の新型コロナウイルス感染へのリスクを踏まえ、自宅での保育が可能な保護者については、家庭保育の協力をお願いします。

3 開園（所）時間について

・保育園・保育所・認定こども園・・・通常保育については、今まで通りの開園（所）となります。（詳細については各施設へお問い合わせください。）

1. 件 名

新型コロナウイルスに関する学童保育クラブの対応について

2 内 容

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より、全国の小中学校と高校、特別支援学校について、3月2日から春休みに入るまでの間、臨時休校とするよう要請が出されたことを受け、厚生労働省から、学童保育クラブについては引き続き開所するよう方針が出されました。

この度は、全国的な感染を拡大させないための緊急の措置であり、学童保育クラブを利用する児童の感染防止を最優先させる必要があることや、急遽長期の一日保育が必要となり学童保育クラブで指導員の確保等の準備に緊急の対応が必要であることを考慮し、利用者に対して可能な限り児童が自宅等で過ごせるよう対策を講じていただくとともに、やむを得ず必要な場合は学童保育を利用していただくよう協力を依頼してまいります。

3 臨時休校中の学童保育クラブの対応方針

- (1) 社会全体で感染拡大に取り組む必要があるため、利用者の親族や勤務先等にもご協力いただき、可能な限り児童が自宅等で過ごせる対策を講じていただくようご協力をお願いします。
- (2) 学童保育クラブについては、集団感染のリスクを防止するため、利用者がやむを得ず保育を必要とする場合、児童数と安全対策に配慮して開所していただくよう依頼してまいります。
- (3) 利用にあたっては、利用者と学童保育クラブが検温や症状の聞き取りにより児童の健康に問題がないことを確認して受け入れを行うとともに、学童保育中に体調不良や発熱等の症状が出た場合は、速やかに県南健康福祉センターに相談していただきますようお願いいたします。
- (4) 市内の学童保育クラブに受け入れ体制の確保を依頼いたしますので、利用者には学童保育クラブからの情報をご確認いただき、児童が安全に保育できるようご協力をお願いします。